

令和6年度第4回幸手市下水道事業審議会 会議録

- 開催日時 令和6年9月27日（金）午後2時～午後3時
 ○会場 水道部会議室
 ○会議内容 公開
 ○幸手市下水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠
幸手市私立幼稚園協会理事長	青鹿 義和	1号委員	欠席
上高野地区代表区長	出井 保信	1号委員	出席
中地区代表区長	岸本 規生	1号委員	出席
東地区代表区長	鈴木 徹夫	1号委員	出席
幸手市商工会会長	梨本 松男	1号委員	出席
北1丁目2区長	宮田 茂	1号委員	出席
元水道部長	秋場 誠	2号委員	出席
日本工業大学教授	木下 芳郎	2号委員	出席
中川下水道事務所所長	帆刈 章	2号委員	出席
公募	安藤 とみ子	3号委員	欠席
公募	小林 みどり	3号委員	出席
税理士	松澤 美貴子	3号委員	出席

副会長

会長

（各号委員のアイウエオ順）

- 1号委員：受益者代表
 2号委員：知識経験のあるもの
 3号委員：市長が認める者（公募、税理士）

令和6年度幸手市下水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	落合 和典
水道部 下水道課 課長	田辺 英一
水道部 下水道課 計画担当	杉田 和洋
水道部 下水道課 計画担当	齋藤 達彦
水道部 下水道課 管理担当 主査	岩間 貴
水道部 下水道課 管理担当 主査	富田 晋
水道部 下水道課 管理担当 主事	長谷川 諒
ビズアップ公共コンサルティング㈱	南澤 淳
ビズアップ公共コンサルティング㈱	北城 彰久

- 傍聴人 2人
 ○会議次第
 1 開会
 2 議題
 (1) 答申書（素案）について
 (2) 料金改定までの流れ
 3 連絡事項
 4 閉会

- 会議資料
 ・次第
 ・資料1 答申書（素案）
 ・資料2 下水道使用料新旧早見表
 ・資料3 下水道使用料改定 今後のスケジュール（案）

- 決定事項 ◇答申書（素案）について
 附帯意見の項目に「定期的な見直し」を追記する。

1 開会	
事務局	幸手市下水道事業審議会第4回審議会の開会を宣言する。
	委員12名のうち10名出席により、幸手市下水道事業審議会条例第5条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。 青鹿委員、安藤委員の欠席を報告する。 傍聴人2名であることを報告する。
	幸手市下水道事業審議会規則第4条の規定により、原則公開とし、会議録を作成するため、会議を録音、撮影することを説明する。

配布資料確認	
事務局	配布資料確認を行う。

2 議題	
事務局	幸手市下水道事業審議会条例第5条第1項に基づき、議事進行する議長を、会長にお願いする。
会長	それでは、定めに基きまして議事の進行を務めさせていただきます。 本日の出席者数は、先ほどありましたように10名です。定足数を達しておりますので、直ちに会議を始めさせていただきます。 なお、第4回の会議録の確認署名は、第1回審議会での取決めによりまして、9番の帆刈委員、11番の小林委員を指名させていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。 それでは、次第（2）議題に入らせていただきます。 初めに、議題（1）答申書（素案）についてですが、先ほどありましたように開催通知と同封し、委員の皆様にはご一読いただくよう事務局から案内があったかと思いますが、その後、一部文章の修正をしておりますので、再度事務局より読み上げと説明をお願いしたいと思います。

議題（1）答申書（素案）について	
事務局	（1）「答申書（素案）について」説明する。

質疑応答：議題（1）答申書（素案）について	
会長	それでは、ただいまの議題（1）答申書（素案）について、ご質問ご意見をいただきたいと思います。 いかがでしょうか。
事務局	例えばこの辺の文言を変えてほしいとか、国の指針ですと従量料金と基本料金の割合が3対7が、妥当という考え方をしていますが、幸手市だと基本料金は24%ぐらいしかないので料金体系としては基本料金が低いです。 そうすると、なかなか安定した運営ができないので、次回のときにはそういった料金体系についても、よく見直して検討すべきではないかというような意見もあるかと思います。

会長	ありがとうございました。 ご意見、ご質問等ありますか。 私の方から少し個人的な意見なんですけれども、定期的な見直しについての附帯意見を追加したらいかがかなと思っております 第1回の審議会のときに、確か岸本委員と梨本副会長が見直しのタイミングの議論で、「平成3年からずっとこの長い間議論してこなかったのはどういう理由か」という意見もあったかと記憶しております。 ですので、今後はやはり10年、20年という長いスパンではなく、もう少し定期的に見直しを行っていただきたいと思ひまして、こういった附帯意見を追加すれば、この答申書もより良くなるのかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょう。 例えば、意見のタイトルとしましては「定期的な見直し」、意見としましては「使用料金は平成3年の供用開始から今日まで改定を一度も行っておらず、長期にわたり据え置かれています。今後は、次世代に負担を先送りしないよう、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や、下水道施設の更新、改築経費の増加など、下水道料金を取り巻く環境の変化を考慮して、定期的に下水道使用料の見直しを行うよう努めていただきたい。」といったような内容がよろしいかなと思ひます。 こんな感じでよろしいでしょうか。
梨本委員	今のお話に関連するんで聞こうかなと思ひたんですけど、5ページの附帯意見の経営の健全化の上のところで、改定期時は令和8年4月1日からが妥当であると書いてあって、経営の健全化の2行目ぐらいに公共下水道事業の中長期的な基本計画である経営戦略を5年ごとの見直し時期に合わせて経費回収率を100%するってのは、今ちょっと関連するのかな。 この令和8年4月1日っていうのはこの5年ごとの見直しに合わせてるのかっていうのを確認したい。 今の木下会長の意見と繋がるんで、その辺の整合性があるとわかりやすいかなと思ひた質問と意見なんですけどお願いいたします。
会長	ご回答お願いいたします。
事務局	事務局の岩間です。梨本副会長のおっしゃる通り経営戦略は5年ごとに見直しということになりまして、この中に料金体系についての項目もございますので、それに合わせて見直しを図っていくっていうのが、基本的に一つの考えになっております。 一番上の経営の健全化に書かせていただいたのは、まずは100%の目標を達成することが必要ですよということを、最初に書かせていただいております。 木下会長の方からお話ございましたことについては、さらにその先を見据えた上での定期的な見直し、今後とも必要であるというような話なのかなと思ひます。
梨本委員	わかりました。ありがとうございます。 私の個人的な意見としては、もう少し具体的にいつ100%にするのか書いてもいいのかなという感想です。 以上です。
事務局	今回の審議会で経費回収率100%を目標とできれば、それがベストなんですけど、なかなか使用者の負担が急激に大きくなるということで、とりあえず今回は経費回収率80%を目指しますよというところです。 今回の経営戦略は令和3年度から12年度の計画なので、あと残り5年あります。 令和8年4月1日に改定できたとして80%、次回経営戦略を更新する5年後の令和13年度からは100%に持っていきたいというのが、今回の考え方ということでご理解いただきたいと思ひます。
会長	次の議題にも関わると思ひますけれども、この使用料改定以外にも経営戦略をきちっと包括的に見直して、また地域の方にパブリックコメントなんかをいただいたりする機会もありますので、我々の中でいつまでに100%にするのか決めるのではなく、パブリックコメントなんかをいただいてから考えていきたい、そういうことを事務局の方は考えているのかなというふうに思ひます。

宮田委員	自分的な意見なんですけども、答申書の1番の下水道使用料改定の必要性についてっていうことですね、都市計画決定面積が577ヘクタールに対して下水道の整備面積が397ヘクタールで約69%が下水道を普及されてるわけですね。 それと現在も未普及整備を推進しているってなってるんですけども、2ページのところには、下水道の区域の中で人口減少や節水機器等の普及でなかなか経営が難しいような書き方になってるわけですね。 それで私の個人的な考えですが、都市計画決定区域として線引きがしてある中以外にもですね、外側にたくさん住宅ができてますよね。 そういうところにも目を向けて見直して、計画面積を広げるとか今の計画面積を縮めるとかですね、そういうやり方もやってですね、幸手市民平等に下水道の普及を受けられるように策定していつてもらいたいなと思います。 この前話をしたときに、うちの区域はこの用水路から内側と外側ではえらい違いなんだよって言われてですね、外側にいる人は下水道がないわけですよ。用水路の内側にいる人は下水道が普及されてて、小さな橋を渡るだけで下水道がないのは、一般市民の人の平等性がちょっと足りないのかなと思って。 計画区域外だからっていうと、もうそれで終わりなんですけども、その辺も少し考慮するというか、考えに入れてもらって下水道の普及率も上げられるように努力していただきたいと思います。
事務局	いまの宮田委員からのお話につきましては、5ページの三つ目の事業規模の適正化に関連する項目かと思います。 下水道計画区域については、やはり人口密度が高いところに持っていけないと、収入が安定的に得られない状況になってしまうところがございます、事業規模の適正化ということで、今現在は市街化区域をメインに整備を予定しているところです。 同じ北2丁目内でも北側用水路を渡ってしまうと、下水道が整備されてないとか、そういった物理的な影響で整備が遅れている方には、ご迷惑おかけしているところがあるんですが、将来的にはそちらの方にも整備を進めていくと考えております。 ただ、調整区域の計画区域に入ってるところもありますので、そちらの方については人口密度なんかも勘案して事業規模を適正に把握しなきゃいけないと考えているところです。
事務局	簡単に今の補足です。第2回にお配りした下水道事業計画図のなかで、ピンクの部分が調整区域になっていて、全体計画には入ってるんですけどまだ都市計画決定はしていません。 計画当初では、人口が増えるだろうという考え方でしたが、今では人口が減るとわかってきたので、DID区域といって例えば1km²あたり何人の人がいるのか、費用対効果はどうか、投資してそれが回収できるのかどうか考える必要があります。 全体計画を少し見直して、縮小していくっていうところが課題になっています。 実際、幸手市の人口動態を見ますとあと25年後になったら3万5000人になっています。 毎年少しずつ整備してるんだけど、有収人口（有収水量）、つまり利用者が減少しているという状況なので、将来的にはこういった全体計画も少し見直していかなきゃいけないのかなと考えております。
宮田委員	わかりました。
会長	他にご意見、ご質問等ありますか。 私の先ほどの附帯意見について、加えていただくという方向でお願いしたいと思います。 具体的にどこに入れるかですとか、細かい言い回し等の調整は、事務局の方をお願いしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。 それでは、他に意見がございませんので、これまで皆様からいただいたご意見を反映させて、答申書（素案）を一部修正するということによろしいでしょうか。
秋場委員	はい。
会長	それでは、修正は事務局にてお願いします。

事務局	追加箇所について一応再確認をさせていただきますが、先ほどの附帯意見の部分で、了承いただいた定期的な見直しについての文章を追記させていただきます。 修正の場所については1箇所です。 なお、修正等を行った部分の確認につきましては、第5回の答申書手交式の前に最終案として、委員の皆様にお示しし、確認していただきますのでよろしくお願いしたいと思います。
会長	ありがとうございます。 他に意見ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは続いて議題（２）料金改定までの流れについて事務局から説明をお願いいたします。

議題（２）料金改定までの流れ

事務局	（２）「料金改定までの流れ」について説明する。
-----	-------------------------

質疑応答：（２）料金改定までの流れ

会長	ありがとうございます。 それではただいまの議題（２）料金改定までの流れについて、ご質問ご意見等あるでしょうか。
岸本委員	はい。 経営戦略についてなんですけども、料金改定については12月議会に諮られるということでお話されてたと思うんですけども、そのときに経営戦略についても話が出るんじゃないかと思いますが、その辺の対応についてはどうなりますか。
事務局	今回の審議会の委員の皆様の最終的な料金改定の答申について、12月議会の方で報告させていただきます。 それと併せて、国交省からロードマップについても作成しなさいと言われてますので、ロードマップについても公表させていただきます。 経営戦略については、また別ということで、再度審議会で委嘱をさせていただいて、また審議していただいて、経営戦略についてのご意見をいただきたいと思います。 12月議会のときでは、まだ答申の説明ということで、料金改定については再度、条例改正の議会への提出が必要なので、その準備と経営戦略の改定を今年から来年にかけて進めてまいりたいと思います。
岸本委員	経営戦略については、議会に諮る必要はないんですか？
事務局	議会の議決は必要ないです。 委員さんに素案をお示ししてご意見いただき、パブコメの意見も含めて変更するか検討して、最終的に経営戦略を確定する形になります。
岸本委員	そういうことですか。 ありがとうございました。
会長	他にご意見等ございますか。
事務局	経営戦略の改訂については、今回の料金改定の内容も含めて、経営戦略の中に入れ込むという形になります。今回の答申の内容についても、その経営戦略に反映させるっていうことで考えております。
岸本委員	経営戦略も料金改定も同時に話を進めないといけないんじゃないかなっていう、ちょっと思ったわけです。

事務局	同時に進行して検討するんですけど、まずは料金改定について審議会の意見として今回答申をいただき、それを反映した料金改定を進めていきますよという形になります。
岸本委員	料金改定のもとになるのは経営戦略ですよ、普通ね。 だって、この先赤字続きでやってけないから、料金改定しましょうっていうのがあるんですよ。 ということは、経営戦略がないのに料金改定だけやりますっていうのはおかしいですよ。
事務局	いま岸本委員がおっしゃっていただいた通りでございまして、経営戦略の中に使用料金の考え方、あり方については、今の経営戦略の中にも載っていますが、ただのケーススタディという形で、決定したものを載せてるわけではございません。 将来的に皆様からの使用料金をもうすこし高く上げていかなければいけないっていうことは今の経営戦略にも載っております。 今回皆様に答申いただくのは、経営戦略の中の使用料について、適正な使用料っていうのはどうなんだろうかとということで、皆様に諮問させていただいて、今回答申をいただきます。 この後の流れといたしましては、答申を受けて、市としてこれから使用料金についてを「ロードマップ」として策定し決定してまいります。 それを経営戦略に載せて一体になったものを市民や議会にお示しし、その上で令和7年9月の議会において、使用料金の改正条例の議決をいただきましょうということになっております。 岸本委員がおっしゃっていただいた通り、ロードマップを令和6年12月議会に報告するっていうのは、皆様からこういった答申をいただいておりますよと、これに向けて今後、市として使用料金の条例改正に向けた動きをつけていくということを報告いたします。 それと並行して、経営戦略もあわせて見直しを作業を図ってまいりますので、そちらを全部お示しができた段階で条例の議決をいただくという流れになりますので、岸本委員が言っていただいたとおりでございます。 そのように市の方もこれから動いていくということでございます。
岸本委員	そうですか。
会長	よろしいでしょうか。
岸本委員	はい。
会長	他にご意見いかがでしょうか。 では、これまでの説明全般を通して何か質問や意見等あれば伺いたと思いますよろしいでしょうか。 ないようですので、本日予定されていた議題につきましては、ここまでで終了とし、議長に任を下ろさせていただきます。 ありがとうございました。 事務局に進行をお返しします。
事務局	木下会長ありがとうございました。 それでは最後に、次第（3）事務連絡でございます。 次回の第5回開催日は、既にお知らせした通り10月11日の金曜日、場所はこちらの会場で午後2時半から開催を予定しております。 第5回につきましては、答申書の最終確認をしていただいた後に、市長への答申書の手交を行います、時間にして約1時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 なお、ご都合により欠席される場合は、お手数ですがあらかじめ事務局までご一報をお願いしたいと存じますので、ご協力の方よろしくお願い致します。 全体を通しまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。 これもちまして、幸手市下水道事業審議会第4回審議会を終了させていただきます。 委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり、ご協力いただきましてありがとうございました。

署 名

令和 6年 10月 7日

審議会会長 木 下 芳 郎 (原本は自署)

審議会委員 帆 刈 章 (原本は自署)

審議会委員 小 林 み ど り (原本は自署)